

# 近代日本における児童虐待問題の 形成と変容に関する社会構築主義研究

—昭和8年「児童虐待防止法」の成立過程にみる子どもの近代—

高橋 靖幸\*

TAKAHASHI, Yasuyuki

〈本論文の構成（目次）〉

## 序 章 近代日本における児童虐待問題への視座

1. 問題の所在
2. 子どもの社会史研究における戦前期の児童虐待問題の位置付け
3. 日本の児童保護事業の系譜
4. 戦前期の児童虐待問題に関する先行研究と本論文の課題
5. 本論文の分析視角：社会問題の社会構築主義
6. 戦前期の児童虐待問題を読み解くための史料の収集と本論文の構成

## 第1章 近代日本における児童虐待問題の萌芽—明治期における「児童虐待」の概念

1. 街頭等での子どもの特殊な労働に対する社会の理解
2. 貰い子殺しと継子いじめ：家族の問題としての「虐待」
3. 明治期における社会問題としての「児童虐待」の構築
4. 小括：社会問題としての「児童虐待」への志向

## 第2章 児童虐待をめぐる新聞報道と専門家言説の相互作用

1. 原胤昭の児童虐待防止に関する取り組みと社会の反応
2. 諸外国の児童虐待防止に関する議論の導入
3. 専門家による児童虐待防止議論の展開
4. 小括：児童労働を含む虐待概念の形成の初動

## 第3章 内務省社会局における児童保護法制定の取り組みと児童虐待防止の検討

1. 三田谷啓による児童虐待の統計調査と定義
2. 内務省による児童虐待防止議論の展開
3. 『児童保護に関する施設要綱』提出後の児童虐待議論の展開
4. 小括：内務省社会局における児童保護の法制化と児童虐待防止の議論

\* 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

#### 第4章 児童虐待問題の転換—児童虐待事件を契機とした法制化議論の深化

1. 救世軍による児童虐待防止事業の始動
2. 法制化の議論に向かう児童虐待防止問題
3. 児童保護事業に関する法制化の議論の進展
4. 小括：児童保護の法制化の議論と児童虐待の新たな語りの形成

#### 第5章 岩の坂貫い子殺し事件の社会問題化と児童保護法制化議論の変容

1. 社会事業調査会の設置と「児童保護事業に関する體系」の検討
2. 貫い子殺しの社会問題化と児童保護に関する法制化の議論の展開
3. 第二回全国児童保護事業会議における「児童虐待防止法案」の審議
4. 小括：児童虐待の社会問題化と児童虐待防止に関する法制化への期待

#### 第6章 児童虐待防止法案作成の分岐点—『児童虐待防止に関する法律案要綱』

1. 内務省社会局による「児童監護法」の検討
2. 社会事業調査会と答申『児童虐待防止に関する法律案要綱』
3. 児童虐待防止法案の議会提出の決定
4. 小括：児童虐待防止法案作成の分岐点

#### 第7章 帝国議会における児童虐待防止法案の審議過程

1. 議会に提出された児童虐待防止法案の特徴
2. 第64回帝国議会の衆議院における児童虐待防止法案の審議
3. 第64回帝国議会の貴族院における児童虐待防止法案の審議
4. 児童虐待防止法の成立に対する社会の反応
5. 小括：骨抜きとなった児童虐待防止法

#### 第8章 児童虐待防止法実施状況に見る新たな子ども問題と子どもの複数性

1. 児童虐待防止法の審議経過のなかの貫い子殺し事件と産院産婆問題
2. 児童虐待防止法の施行に向けた社会の動き
3. 児童虐待防止法の成果をめぐる攻防
4. 小括：児童虐待をめぐる子ども問題の語られ方

#### 終章 日本の児童虐待問題と子どもの近代

1. 児童虐待問題の歴史
2. 子どもの複数性に着目した児童虐待問題の構築
3. 子どもの社会史研究への本論文の貢献

## 〈本論文の要旨〉

### 1. 本論文の目的と課題

本研究は、戦前期の児童虐待問題を対象に、日本における子どもの近代の歴史を社会構築主義の視角から明らかにする子ども社会史の研究である。本研究は、戦前期の児童虐待の問題が、時代の変化とともに、多様な子ども問題を包括したり除外したりしながら構築されてきたことを明らかにする。それは、同時代の「子ども」の存在を一枚岩的に捉えることなく、ひとつひとつの個別具体的な子どもの問題に焦点をあて、それぞれの問題の文脈に即して子どもの語られ方を詳細に捉えていくことの重要性を示す研究の成果となる。また、ひとつの問題のなかにあっても、多様で複雑な子どもに関する語りが展開されることにも着目していく。本研究は、これを「子どもの複数性」という視座として提起した。こうした子ども研究の成果を通じて、現代社会に流通する「児童虐待」の概念さらには「子ども」という概念をとらえ返す新たな視点を広く社会に発信する。

### 2. 本論文における各章の概要

#### 序 章 近代日本における児童虐待問題への視座

本研究は、戦前期に制定された「児童虐待防止法」の成立過程で、子どもとその保護をめぐるどのような議論が展開されたのかを検討する。この検討の取り組みにより、日本における子どもの近代の歴史の一局面を描き出すことが、本研究の目的である。本研究は、近代になって「可愛がり」と「激昂」の感情とともに、保護と教育の対象としての「子ども期」が誕生したというフィリップ・アリエスの知見に示唆を得て、さらには社会構築主義の理論、及び1990年代より欧米の子ども研究を中心に発展してきた「新しい子ども社会学」における「子どもの構築」の視角に立脚して、戦前期の児童虐待の問題化と法律制定の歴史を詳細に紐解くことにより、日本の子どもの近代の多様性と複雑性のありようを明らかにする。

#### 第1章 近代日本における児童虐待問題の萌芽—明治期における「児童虐待」の概念

昭和8（1933）年に制定された児童虐待防止法が規制と保護の対象としたのは、軽業や曲馬、物品販売、乞食など、街頭等で行われる子どもの特殊な業務や労働であった。しかしながら、明治期に子どもの「虐待」として記述され問題とされたのは、「貰い子殺し」や「継子いじめ」の事件だった。明治20年代から30年代、これらの事件の説明に「虐待」という言葉が使われるようになり、その後、家庭内で残酷な扱いを受ける子どもの問題に対して「児童虐待」という表現が用いられるようになっていった。

#### 第2章 児童虐待をめぐる新聞報道と専門家言説の相互作用

明治40年代、貰い子殺しや継子いじめが社会問題として新聞紙上でさらに活発に論じられるようになるとともに、原胤昭というひとりの篤志家が虐待の被害に遭う子どもを保護する活動を開始する。原の虐待防止の活動は新聞で報じられたり、また原自身が自らの活動を新聞や雑誌等で論じたりすることで、児童虐待問題の新たな言説が社会に発信されていった。さらに専門家たちが様々に児童虐待の議論を展開していき、そのなかで諸外国における児童虐待防止の活動事例

や法律が紹介されることとなった。これら諸外国の事例や法律の議論により、街頭等での特殊な子どもの労働を児童虐待とする言説の構築が推し進められていき、大正期になると国内の児童労働に対しても児童虐待として論じる言説が流通するようになるのだった。

### 第3章 内務省社会局における児童保護法制定の取り組みと児童虐待防止の検討

大正期にはまた、政府内においても児童虐待防止の議論が展開された。ただし、その児童虐待防止の議論は、子ども問題を広域に扱う「児童保護」の議論の一部として進められるものであり、虐待防止を単独に扱う法律を検討する議論はみられなかった。また大正期における政府内の議論では、児童虐待の定義ははまだ曖昧であり、しかし曖昧であったからこそ、多様な子ども問題を対象とした虐待の問題が議論されることにもなっていた。

### 第4章 児童虐待問題の転換—児童虐待事件を契機とした法制化議論の深化

また大正期には、世間の耳目を集めたひとつの児童虐待の事件をきっかけに、救世軍による児童虐待防止事業の活動が開始された。事件と救世軍の活動により、児童虐待の議論はさらに白熱していったが、虐待防止の法制化の議論は、これまで通り広い範囲を対象とする多様な子ども問題の救済と保護の議論の一部として続けられたのだった。こうした児童保護の包括的な法律を求める議論が推進された背景には、「乳幼児愛護」「児童愛護」という大正期に敷衍した子どもに関する新たな思想も関係していた。大正後期の児童虐待の問題は、児童保護及び児童愛護の実現という文脈に置かれて議論されたのだった。

### 第5章 岩の坂貫い子殺し事件の社会問題化と児童保護法制化議論の変容

しかしながら昭和期に入り、児童虐待の議論は新たな展開を迎えることとなった。「岩の坂貫い子殺し事件」が昭和5（1930）年に問題化し、児童虐待の防止と保護がより重要な主題として議論されるようになったのである。その後、同様の虐待事件の発生とその報道が続き、貫い子殺しに対する社会の関心が高まっていくなかで、法律の議論は児童虐待の防止を単独の目的とする「児童虐待防止法」の要請に向かっていくのだった。そして貫い子殺しが社会問題として人々の関心を集めるなか、内務省社会局によって実施された児童虐待に関する全国調査が、児童虐待防止法要請の議論をさらに後押しすることとなった。調査の結果は、児童虐待の問題の対象を貫い子のみならず、街頭等での特殊な業務や労働にまで拡張する関心を社会にもたらし、これらの問題をすべて含めて、虐待防止の法律の実現を求める議論を生み出したのである。

### 第6章 児童虐待防止法案作成の分岐点—『児童虐待防止に関する法律案要綱』

社会による児童虐待防止の法制化の要請を受けて、内務省社会局は具体的な法律案の検討を進めていくこととなった。社会局は昭和6（1931）年に「児童監護法」の議会提出を準備した。これは、児童虐待の防止を単独の目的とした国内最初の法律案であったが、親権の問題等が壁となって議会提出は見送られることとなった。次いで、内務大臣の諮問機関であった社会事業調査会で「児童虐待防止に関する件」が審議され、その結果「児童虐待防止に関する法律案要綱」が答申された。調査会の審議では、虐待を防止するための親権の制限についても話し合いが行われ、民法の改正なしにその制限が可能であることが確認された。また重要な点として、調査会によって

答申されたこの法律案の内容は、特殊な業務や労働等に子どもを使用することを禁止ないし制限することを目的とするものとなっていた。この法律案の要綱が元となり、児童虐待の防止を単独の目的とする「児童虐待防止法案」が政府案として昭和7（1932）年12月開会の第64回帝国議会で提出されたのだった。

## 第7章 帝国議会における児童虐待防止法案の審議過程

しかしながら、帝国議会における児童虐待防止法案の審議は円滑には進まなかった。衆議院では一部の条文について批判的な質疑が繰り返され、審議は紛糾したのである。特に、法案第7条における子どもへの禁止行為を定めた規定には厳しい批判が集まり、結果としてこの条文の削除が決議されたのだった。貴族院においては、衆議院による法案第7条の削除が問題とされたものの、結局衆議院決議の修正案の通りに可決され、昭和8（1933）年4月1日に児童虐待防止法が公布されたのである。政府案において子どもの特殊な業務や労働を禁止していた、本法案の中核ともいべき規定が削除されたことにより、児童虐待防止法は社会の反応として「骨抜き」と評されることとなった。同時に、それらの批判を通じて、子どもが特殊な業務や労働に携わるなかで、ひどい扱いを受けたり危険な目に遭ったりすることが虐待なのではなく、特殊な業務や労働に子どもが就くことそれ自体が虐待なのであるという、児童虐待の理解が確立することにもなるのだった。

## 第8章 児童虐待防止法実施状況に見る新たな子ども問題と子どもの複数性

児童虐待防止法の成立後、法律の実際の施行を通じて、児童虐待の問題は法律の成果をめぐる対立的な議論のなかに置かれることとなった。子どもの特殊な業務や労働を問題視し法律の施行を肯定的に評価する議論が展開された一方、法律によって働くことを禁止された子どもやその家族の生活の苦難を論じて法律の施行を否定的に評価する議論が提出されたのである。その対立は「子ども期の享受」をめぐる議論の応酬であった。

児童虐待防止法の成果が「子ども期の享受」として主張されればされるほど、生活のために働くことを必要とする子どもの姿に光があたり議論の対立は鮮明となった。児童虐待防止法の成立は、近代日本の児童保護事業のひとつの到達点とみることができる反面、相反する「子ども」を同時に存立させる新たな現実を構築することにもなったのである。

また一方で、児童虐待防止法の成立を通して、特殊業務における子どもの使用の問題が様々な議論されればされるほど、報酬をもって受け渡しされる貰い子の問題は虐待の問題として語られなくなっていくことを特徴としていた。法律施行後、貰い子殺しは虐待問題としてではなく、代わりに産院・産婆の問題とともに論じられていった。児童虐待防止法は、貰い子殺しを虐待問題としては語らない社会を形成したことになったのである。

## 終章 日本の児童虐待問題と子どもの近代

本研究は、戦前期日本における児童虐待の問題構築の歴史分析を通じた子ども社会史研究の成果として、次のような知見を提起することとなった。それは、児童虐待の歴史を子どもの「複数性」という視座から読み解くことの有効性である。そしてこの視座は、歴史のみならず、現代の子ども問題を捉えるうえでも重要となる。日本社会は、今日の児童虐待についてこれまで何を問

題にし、何を問題としてこなかったのか。また、「子どもの貧困」で問われる子どもや「不登校」問題のなかの子どもと、児童虐待問題で論じられる子どもは、果たして「同じ子ども」であったのか、そうでなかったのか。本研究が示したこうした「子どもの複数性」を問う視座は、現代の児童虐待問題と子ども問題に有益な分析と考察をもたらすものである。

### 3. 本論文の成果と意義

#### ① 子ども社会史研究における本研究の意義

本研究は、戦前期日本における児童虐待の歴史の展開を主題とする子ども社会史の研究である。子ども社会史の研究は、フランスの歴史学者フィリップ・アリエスの『〈子供〉の誕生』(Ariès 1960=1980)の研究を嚆矢とする。アリエスは「中世の社会では、子供期という観念は存在していなかった」と指摘し、子どもに関する様々な史料を紐解きながら、現代の西欧社会に浸透する「子ども」の観念が、15世紀以降に長い歴史を経てかたち作られてきたものであることを明らかにしたのだった。

子ども社会史の研究は、この「アリエス・インパクト」以降に様々な議論が展開され、その成果をいまなお生産し続けている。本研究もまた、アリエスの提起した知見に示唆を得て、日本における近代的な子ども概念の形成の歴史を明らかにするものであり、アリエス以降の子ども社会史研究の展開に位置づくものである。無論、国内においても、アリエス以降の子どもの社会史研究に影響を受けた研究の成果は数多く提出されてきているが、それらの研究は近代的な教育と家族の形成過程で「標準的な」子どもが形成される歴史に着目する傾向にある。一方、本研究は、学校で教育を受けることや家族の保護を受けることから長い間排除されてきた「子ども」に着目している点に独創性があり、研究上の意義があった。

#### ② 児童虐待の歴史研究における本研究の意義

本研究は、戦前期の児童虐待問題の中で、「子ども」という存在が社会の人びとにどのように理解され、論じられ、扱われていたのかを解明することを通じて、日本の子どもの近代の歴史を明らかにすることを主題とする。国内における戦前期の児童虐待の研究成果は、主として社会学と社会福祉学の領域で蓄積されてきた。例えば、日本で最初に児童保護事業に取り組んだ人物と評される原胤昭の活動から、明治期以降の日本の児童虐待問題とその対応の歴史について検討を行う研究がある。また、昭和8年4月に制定された児童虐待防止法の内容やその成立の過程に着目した数多くの論考がある。

これら先行研究は、児童虐待防止法の法制化の議論はいくつかの「貫い子殺し事件」を契機としたが、実際に法律適用の対象となったのは「児童労働」の問題のみであったという共通した認識に立って議論が展開される。これまでの研究では、貫い子殺しを虐待の問題とする段階から児童労働を虐待の問題とする段階に至る間の「ミッシング・リンク」は整理されずにあった。本研究は、社会の人びとが児童虐待をどのような問題として認識し、その問題に対してどのような主張を展開したのか、そしてその問題解決のためにはどのような対応が必要と考えて児童虐待防止法の制定を達成したのかを明らかにした。これまで先行研究が検討してこなかった「ミッシング・リンク」を解き明かす試みを行った点に本研究の独創性があり、その成果として児童虐待の歴史研究に新たな知見を提起したところに研究上の意義があった。

### ③ 社会構築主義の理論的立場に立脚する本研究の意義

さらに、子ども社会史研究の領域において、本研究の独創的な点のひとつは、社会問題の構築主義の理論に立脚した分析と考察を展開しているところにある。社会問題の構築主義は、1960年代から70年代にかけて、アメリカの社会学領域において発展した理論的立場である。その知見が具体的に体系化されたのは、社会学者のスペクターとキツセによる『社会問題の構築』(Spector & Kitsuse 1977=1990)であり、その後構築主義の視角は社会学における社会問題研究にひとつの地位を確立して今日に至っている。本研究もまた、このスペクターとキツセの知見を端緒とする、社会問題の構築主義研究の展開の流れを汲むものである。

社会構築主義の研究は、問題について人びとが何かを主張したり議論を積み重ねたりすることで、その問題の内実が具体的に形成されていく点に関心を向け、その問題の形成過程を詳細に読み解くことを試みる。本研究もまた、戦前期日本における児童虐待問題の形成過程を解明するものであるが、同時に「子ども」とはどのような存在であるのか(あるべきなのか)をめぐる議論の応酬として着目し、「保護の対象としての子ども」の観念、いわば日本の近代的な子ども観の形成の一局面を読み解くことを試みた。本研究は、子ども社会史研究の領域に社会問題の構築主義の視角を導入した点に独創性があり、その成果として「子どもの複数性」という視座の重要性を提起したところに研究上の意義があった。